

日本学生支援機構奨学金

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域

の世帯の学生・生徒に対する 緊急採用・応急採用の取扱いについて

(通知)

下記の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

【福岡県】:朝倉市、朝倉郡東峰村

【大分県】:日田市、中津市

災害救助法適用日:平成 29 年 7 月 5 日

2. 貸与始期及び貸与終期

【第一種】始期:平成 29 年 7 月以降の希望月 終期:平成 30 年 3 月(条件によって延長可能)

【第二種】始期:平成 29 年 4 月以降の希望月 終期:修業年限の終了月まで